

（午前10時45分 再開）

○議長（中本正人君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番8、11番 田中君。

〔11番（田中博晃君）登壇〕

○11番（田中博晃君）お待たせいたしました。それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

今回は二項目挙げさせていただきました。

まず、一項目目、こども食堂についてなんですけれども、これは過去から同僚議員、先輩議員であったり、昨日も7番議員が子どもの貧困というところで関連するところ、直球のところも質問していただいております。

6人に1人が貧困であると言われる現在、2012年厚生労働省の子どもの貧困率についての調査概要によると、16.3%が貧困であるとされています。また、少子化で子どもの数が減少しているにもかかわらず、生活保護費以下の収入で暮らす子育て世帯が過去20年で倍増したと、山形大学の研究結果が新聞で報道されています。その中で、子どもの貧困率についてもはじめて明らかにされ、39都道府県で、子育て世帯の10%以上が貧困状態にあり、子どもの貧困が全国的に深刻化されている。この調査結果の和歌山県を見ると、全国の子ども貧困率13.8%に対し17.5%とされています。

子どもにとっての貧困は、単に家庭にお金がないという簡単な問題ではなく、お金がないことで十分な食事が与えられないことで、心身の成長、発達、発育に大きな問題を来し、それによる病気や精神疾患があるとも考えら

れています。さらに、教育を受けられないことやネグレクトやDVがあることも、貧困層に多く見られるとされています。

こども食堂はただ単に食事を提供するための場所ではなく、その場所を通じての人とのつながりなど、孤立しがちな子どもたちを地域やNPO団体などが支えています。教育コミュニティや住民自治の根幹の一つが子どもの居場所づくりであり、こども食堂もその一翼を担っています。

子どもの貧困についてはほかの自治体の問題ではなく、橋本市の将来を担う子どもたちにも大きな影響を与える問題と認識し、以下の質問を行います。

一つ目、本市の子どもの貧困率について。

二つ目、こども食堂についてどのように考えているのか。

三つ目、こども食堂へのかかわり方（ガイドラインや指針）について。

続いて、二項目目、債権回収の進捗状況と今後についてです。

市民の平等・受益者負担の観点から滞納者へは応分の負担を求めるべきであり、そのためには一元管理が妥当であると、私はずっと考えています。時効等の消滅事由等があるにもかかわらず処理が滞っていた債権放棄や、滞納に対する訴訟の提起、また移管予告通知による効果など、債権回収対策室設置により本市の滞納整理は効果が出始めていることは、大変市民にとって平等の観点から考えても評価できます。また、回収状況等をホームページで公表していることも評価できます。

反面、滞納額に対する困難案件が少ないことに、債権を持つ各担当部署がきちんと調査

できているのかの不安もあります。むしろ困難案件が少ないのなら、各課での債権回収が早期に進むものと期待もしています。

今後、限られた期限内で債権回収をどのように進めていくのか、対策室解散後はどのように回収を進めていくのかをきちんと考えなくてはならないと考え、以下の質問を行います。

1、時効の違いはあれ、督促・催促通知の文面・タイミングはある程度統一されているのか。

2、市の各会計の債権放棄の判断はどこが行っているのか。

3、名寄せの進捗状況は。

4、税との一元管理について、当局の見解は。

以上、明確な答弁をお願いいたします。

○議長（中本正人君）11番 田中君の質問項目1、こども食堂に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）一点目の本市の子どもの貧困率についてお答えします。

山形大学の研究結果は、総務省が5年ごとに国民就業実態を調べている、就業構造基本調査のデータを分析し、生活保護費の受給対象となる最低生活費以下の収入で、かつ17歳以下の子どもがいる世帯数の20年間の推移を調べたものです。

この調査結果で和歌山県は全国の子どもの貧困率13.8%に対し17.5%となっています。しかしながら、市町村の数値は出ていませんので、本市の子どもの貧困率は把握できておりません。

次に、二点目のこども食堂についてどのように考えているのかとのお質問にお答えします。

貧困状況により十分な食事を与えてもらえ

ない子どもたちへの救済措置として、こども食堂が発足した経緯がありますが、全国的にこども食堂が増える中、子どもの居場所や地域間の交流の場としてこども食堂が位置付けられてきています。

本市においても、数団体がこども食堂を運営する意向を示していますが、これらは子どもと地域の大人との交流づくりを目的としていると認識しています。

救済措置としてこども食堂を運営している自治体もありますが、本市においては、救済措置としてこども食堂を運営する場合、その対象児を抽出することが非常に困難であり、現実的には運営が難しい状況となることが予想されます。

居場所づくりをメインの目的として運営していくことにより、地域の大人が子どもに関心を寄せ、自分たちにできる支援は何かを考えるきっかけとなり、まさしくそれが子どもの貧困対策へと発展していくという捉え方をすべきであると考えます。

こども食堂自体が貧困対策になるというよりは、こども食堂を一つのツールとして地域づくりを行い、地域の大人と子どもの結びつきをより太いものとし、それが結果的に貧困対策につながっていくという意味では、橋本市のコミュニティをいかに熟成させていくかということを考えていかなければならないと認識しています。

次に、三点目のこども食堂へのかかわり方（ガイドラインや指針）についてお答えします。

こども食堂が全国各地で発足している中で、こども食堂のガイドライン等を作成している自治体が増えていますが、和歌山県ではまだ作成されておらず、本市においても同様です。しかしながら、和歌山県でも、こども食堂の取り組みに対し、空調設備・調理設備等に係

る費用を助成する制度が整備されました。

こども食堂の運営を希望する団体があれば、整備に関する県の補助金を積極的に活用するよう提案し、運営に一助を担えればと考えています。

また、ガイドラインについても、本市に合ったものを作成していく方向で検討します。

○議長（中本正人君）11番 田中君、再質問ありますか。

11番田中君。

○11番（田中博晃君）答弁のほうで、いろいろいただきました。将来的にというか、考えていかならんなどというところなんですけれども、まず、一つ目にお伺いしたいのが、今現在、本市の貧困率がわかっていない。これをどうするか。やっぱりこれがわからんことには、何事も前へ進めない。そやけども、私自身もいろいろPTAの役員とかをやらせてもらっている中で、話としては聞きます。実は、家、御飯が食べられないわけじゃないんやけれども、夜、家へ帰ったら、1人でコンビニ弁当を食ってる子どももいることは事実だと思います。

昨日、7番議員の一般質問の中で、教育長から他市の状況を吟味して検討をしていく、アンケート調査をとっていくというような答弁もいただいたんですけれども、これ、具体的に、いつぐらいまでにやるんかなというところをお伺いしたいと思っています。よその自治体では、小学校5年生以上中3までの生徒児童に対して、無記名でアンケートをとっているところもありますし、また、保護者に対して無記名でアンケートをとっているところもあるんですけれども、やはりこの数字的なものはできるだけ早くわかるようにしていただきたいと思うんですが、だいたいの、早急にやってくれるとは思いますが、どれぐらいの時期で考えておられるのかを、

答弁いただきたいです。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）7番議員の質問に答えさせていただいたとおりですけれども、時期的にはまだ明確にはなっていません。橋本市子どものための福祉と教育の連携会議、この中で協議をさせていただきたいなと思っています。できる限り早く実施できるようにしたいと思っています。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）よろしく願いいたします。

次なんですけれども、今年の6月議会で同僚議員の一般質問で、こども食堂関係があったんですけれども、そのときの部長答弁が、NPO団体からこの取り組みについて問い合わせが来ており、今後、橋本市においてもNPO団体が主催するこども食堂が整備される可能性があります。このような取り組みを希望する団体があればとあって、先ほど、答弁全く一緒なんですけれども、県の補助金も伝えていくよと。それとまた、その後なんですけどね。民間と行政とがそれぞれの立場を生かし、子どものためによりよい環境づくりに寄与できるよう、今後も連携をとりながら取り組んでまいりたいと思います。これ、まあ、部長、答弁いただいていた。そこから約半年たちました。現在、この辺について、どのように動いていかれておるのでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）その件についてでございますけれども、実は、窓口がこども課になるんですけれども、6月、8月、9月、それから、11月に、三つの団体からそういうふうな問い合わせがございました。私どもといたしましては、県の補助要綱、県の補助を紹介するという事で情報提供を行ってまいりました。あるいは、ボランティアで

行うというようなお話がありましたら、市民活動サポートセンターでのボランティア保険なんかをご紹介しますというふうなことを対応してまいりましたけれども、現時点で、実際、開設されたという情報には触れていないという状況です。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）県のそれはホームページを見ても載っていますし、ハードの部分、にぶいかなんですけれども、これについては、わかるかと思うんですけれども、それ以外で、じゃ、こういう場合、どうしたらいいんやろうか、こういうことをやっていきたいんやけどもという相談に対しては、もちろん応えられていないのかなというふうに感じています。私自身もこども課に聞いたら県、で、県へ聞いたら国ということで、文部科学省とか厚生労働省、内閣府へも確認をとって行ったんですけれども、どことも、国のほうはまあまあ地方でやれよという話なんですけれども、県については結構、宙ぶらりんな状態で、ハードを出しているから、それ以外の内容については各団体が考えたらいいんちゃいますかというような答えですし、市については、そこをまだわからないと言うのか、そういうような流れやったんかなというふうに感じています。

何というかな、言葉悪いですけど、私自身が感じたのは、私自身もたらい回しを受けているんかなと正直思いました。それは市が県がというわけじゃなくて、わかりにくいというところですね。私も知り合いが和歌山市のほうでこども食堂を今、実際やっております、話を聞いたんですけれども、そこで言われたのは、子どもの貧困って範囲すごい広いと。ただ、これをすることで、子どもの居場所づくりがまず1個目できる。そこへ来て、そこへ手伝う大人の方の居場所もつくれると

いうことも言われました。橋本市としても、やはり県が動きが悪いのであれば、市として独自でガイドラインなりというのを今後つくっていかないと答弁いただきましたけれども、これは政策としてもやっていかなあかんのと違うんかなというふうに感じています。

特に、窓口でもわからない、情報が少ないというのもあるんですけれども、わからない状況があると思うんですけれども、例えば、政策企画室のほうで、こういった方向で考えたらどうですかやとか、そういう提案、こども食堂ってこども課だけやないと思っとるんですよ。私は教育コミュニティのほうの色合いも濃いんで、社会教育もかかわらなあかん、それこそ、今後いろんな考え方が出てくると思うんですけれども、政策として、こういったところに注意してはどうですかという提案とかは、まずできないでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）すいません。健康福祉部のほうからの考え方をちょっと述べさせていただきます。

7番議員にも教育長のほうから答弁した中で、教育と福祉の連携強化の中で検討していく、こういう方向を答弁しました。それと、市長のほうから、基本的には、NPO団体、あるいはボランティア等の団体でしていただくのは理想かなというご答弁もさせていただいております。実際のところ、そういう意味合いからいって、このこども食堂のありようというのが多種多様になってきております。

実際、インターネット等で拝見しても、当初は貧困対策から出発したものが、いろんな意味合いが出て、議員が今おっしゃられたとおりなんです。例えば、その中で、運営の仕方がその団体の考え方、理念による部分が非常に大きい部分もあります。一例を挙げれば、会員制にするであるとか、あるいは、広く来

ていただくというのであるのか。そこらあたりもありますので、実際、それは各地域の実情に応じた、あるいは、その中でそういうふうな活動をしていただくNPOなり、ボランティア団体の考え方を尊重するという立場もございまして、実際、そこらあたり、教育福祉連携会議の中でいろいろ情報を集めながら検討をしていって、その中である程度、方向を出してから製作のほうに、うちのほうから提案していくというふうなことに、手順としてはなろうかと思えます。

○議長（中本正人君）政策企画室長。

○政策企画室長（上田力也君）今、部長から答弁があったんですけども、私どもとしては、そのこども食堂という件に関しましては、これから、やはり人口減少、少子高齢化という中で、市民の皆さんと行政がともに協働でやっていかなければならない、考えていかなければいけないというふうに思っております。そのような中で、今、部長のほうから提案をいただけるということも踏まえまして、また、その市民協働という、そういう視点も踏まえまして、窓口、そういったことも含めて、早急に結論を出していきたいというふうに考えおります。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）窓口が今わからないんですよ、正直言うて。これが一番の問題なのかなと。先ほど10番議員の一般質問の市長答弁の中でも、来年度はこんなん考えているよという話もあったので、もしかしたらそのあたりが窓口になるのか、それとも、今の連携室もあることですから、そちらが窓口になるのかなとも個人的には考えられるんですけども、実際、行ってもわかれへん。つながるところないというのがあるんでね。これはやっぱり早急に、わかりやすい窓口をつくっていただきたいというふうに思っています。

それと、先ほど部長から各団体の判断でということがあったんですけども、そこを一番心配しておるんです。ていいますのは、例えば、よその自治体とかでもいろんなガイドラインであったり、指針というのはつくられています。その中には、やはり問い合わせがあったら、例えば、ある自治体では、調理師とかを置いたほうがいいですよであったり、管理栄養士が要るんと違うんかなとか、もっと言え、例えば、そこへ来られて、貧困じゃない、居場所づくりという観点でいけば、御飯が食べられるけれども、そこへ来たい子ども、じゃ、こういう場合はお金をとってもらいのかどうかというところまで指導できる自治体もあって、実際そういうふうに行っているというように聞いているんですけども。

今、先ほど部長が言われた流れでいって、もし、将来、実は橋本市でガイドラインをつくりますと。今は何もしないでやってくださいと言うて、いざ動き始めた。子どもも来始めたという状態で、この市の指針に沿ってくれなきゃ、やったらあきませんよとなった場合、一番不幸になるのはそこへ来ている子どもになるんです。あしたから居場所がまたなくなってしまうんです。そういった場合、考えたら、このガイドラインも今後検討していくというふうにおっしゃられていましたけれども、いつまでにどういう流れでつくっていくのかなって、ここが一番大事になってくるかと思うんです。そのあたりはいかがですかね。やはり、ほかの自治体もどっさりありますんで、極端な言い方をしたら、自治体の名前を橋本市に変えたら、ある程度、形ができると思います。ただ、今それを説明できる形にもなっていないんです。そこが問題だと思うんですけども、いかがですか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）現時点の考え

方でございますけれども、やはりこれはNPO団体、あるいはボランティア団体の自由な活動というところまえ方をしております。ただ、議員おただしのおり、一定の行政がかかわるときに、ある程度の基準、これは必要であろうし、実際、窓口でそういうふうな相談に応じる、あるいは、技術的な、あるいは、情報提供をする等の支援を行うときに、一定の内規的なものは必要であろうかなというふうには考えております。

ガイドラインにつきましては、例えば、ちょっといろんな例を私も見てみました。やはり、そういう団体の運営の仕方について、できるだけ縛らないようなガイドラインをつくられているのかなという流れがあるようです。例えば、運営主体についての規定でありますとか、活動の概要についてでありますとか、あるいは、当然リスク管理、そこらあたりの分野でありますとか、あるいは、そういう会計基準であるとか、報告してください等々あるんですが、基本的にガイドラインをつくっているのは何らかの支援をするときに、その類称としてこういうふうなことですよというふうなことを、ガイドラインという形でお示ししている例が多いようです。

例えば、和歌山県のこども食堂支援事業なんかの要綱を見ますと、実際、この補助要綱の中にガイドラインにあたる部分はかなり織り込まれています。最低限のもんですけれども、例えば、月1回以上、定期的実施することであるとか、あるいは、団体の対象とするのは5世帯以上の子どもが利用してちょうだいというような話、あるいは、和歌山県の場合は、NPO法人、その他の団体であったり、そういう基本的なこと、いわゆる、よそでいうガイドラインにあたるようなものが、和歌山県では交付要綱の中にかなりあるのかなというふうに思います。

私どももそういうふうな意味合い、それと、先ほどから答弁を差し上げました、そういうこども食堂の位置付け、考え方等々を織り込んで、できるだけ制限をしないようなガイドラインをつくっていききたいと考えております。ただ、これにつきましては実情把握ということで、教育と福祉の連携会議、この中で議論を重ねてつくっていききたいというふうに、考えております。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）時間って結構、もう半年間、ぶっちゃけたら何もしてなかったよって、以前質問されてからという答弁でしたよね、はっきり言うたら。じゃ、この時間は何かやったんやろうとなってしまうんですよ。そして、今から教育と福祉の連携で考えていくって、これはあかんやろうと、そういうふうには私は思います。

やりたい団体、部長のほうにももう三つほどの団体が問い合わせに来ているんやという話があったんですけども、じゃ、そのガイドライン、がんじがらめにせえというつもりはないんですよ、私も。ただ、今、指導できる状態でもないと、ここが一番の問題やと言っているんで、できるだけ早い段階でガイドラインのようなものと言うたほうがええんかな。せめて、この辺は団体さんで留意してくださいねというのを指導できる形を、ほんまに早くつくってほしいです。これはどうでしょう。会議の都合もあるんですけども、例えば、もう来年3月までをめどに考えますよとか、そういった答弁をいただけませんか。ちょっとほりっぱなしの部分があったんで、そこが気になるんで、いかがですか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）ガイドラインにつきましては、私、先ほどご説明申し上げたとおり、ご質問内容の懸念、いわゆるガイ

ドラインをつくってからそれが対象外となるようなことがないような、非常に制限の緩やかなもの。ただ、当然、法的なものとか、リスク管理とかというのはもう当然のこととございますけれども、そういうふうなことを考えておりますので、それプラス本市のこども食堂の位置付け等々を議論しながら、あるいは、実際、これからまた団体等のご希望があるかもしれません。その経過を見ながらつくっていききたいというふうに考えております。3月末というのはお約束がちょっとしづらいかなというふうに思います。できるだけ早く行います。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）ほんま頼んどきます。てなつていった場合に、将来、これは将来の話なんですけれども、今後の可能性を探っていくというところで少しお伺いしたいんですけども、今後、市の施設があいてきたりですか、例えば、今、使っていない場所がある。公民館なんかでも、例えば、調理室を使っていないということも結構あるかと思うんです。これは今の段階でどうこうじゃなくて、将来、このこども食堂という形が、もし、橋本市の中で定着してきた場合に、こういう内容だったら貸し出してもええんじゃないか。このときは結構がんじがらめの、今度、縛りのルールをつくらなあかんとは思うんですけども、そういったところも将来を見据えて、今から準備していくという考えはありますでしょうか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）ただ今、公共施設総合管理計画というのを策定しました。その中で、既に施設の統合により空き施設というのがあります。例えば、すみだこども園の完成に伴い、旧すみだこども園では売却を進めています。空き施設は用途の転用や協定避難

場所等でなければ売却を基本としているところですので、ご質問のこども食堂に貸し出しをする場合におきましては、ほかへの影響もあり、売却の基本方針が崩れてしまうことも考えられますので、そのことが前提の協議と思われる。

それから、使っていない曜日にこども園の貸し出しをすることについても、目的外使用とならないか見極めることも必要かと思えます。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）こども園とか一言も言っていないで、私、公民館とかって言うたんやけどね。ですから、今、使っていない曜日とか、実際ありますやんか。それは市として、ちゃんとしたルールはつくらなあきませんけれども、そういったところも今後こども食堂が定着した場合には、貸し出せるのかというのを探っていきますという質問なんですけれども、いかがですか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）できるだけ前向きに取り組んでいきたいとは思いますが、そういう用途の転用、それから、売却の方針に沿って慎重な話し合いが必要だと思います。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）それを、可能性を探ってくださいと言うとるんで、今すぐどうこうじゃないし、空き施設の売却をやめてまでというもんでもないので、ここ、やっぱり早目に準備していかんと、こども食堂がある程度回ってから、じゃ、今から考えましようかと言うたら、またおくれていくことになってしまいますので、ここはぜひ、今から考えていってほしいなど、これも要望ときます。

また、これは市長に最後でちょっと、こども食堂関係でお伺いしたいんですけども、やはり市長もずっと子どもの貧困については

大変気にされておられるのかと思います。また、実際、貧困というのは範囲が広いんですけれども、やっぱりこの橋本市を担う子どもら、将来、僕らはもしかしたら、その子どもらに世話にならんなん立場になりますやんか、将来は。その子らにいかにか橋本市で、市でお金を出せとかという部分ではなくて、市としてその子どもたちをどないやっていくのかという部分で、市長のお考えというんですか、そこをお伺いできればと思います。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）田中議員の質問にお答えをします。

非常にだるい答弁やったなというふうに、私も座っていていらいらしてきましたけども、基本的には、子どもの貧困を救うために教育と福祉の連携をしていくと。その中で、今年は家庭教育支援室をつくったと。今やっているのが、とにかく、福祉と教育の情報交換をして、橋本市の現状をつかみなさいよということで、そして、共通認識を持ってやっていきなさいというふうなことで考えています。

もう29年度からは、家庭教育支援室長というのを置いて、ここのリーダーシップのもと、子どもの貧困、あるいは子育ての問題については、ここが中心になってやっていくというふうに現在、考えています。要は、こども食堂が本当に必要かどうかの認識があるかないかという問題やと思っています。私もテレビ等で見させていただいていい制度やなというふうには思っていますので、橋本市で地域づくりの一つとして、地域の人たち、NPOの人たち、そして、子どもと一緒に集う場所というのは、大変重要だというふうな認識を持っています。7番議員のところでも答弁させていただいたように、こども食堂というのは直営でやるつもりはありません。ただ、NP

Oであるとか、ボランティア団体とか、子育て支援の関係の人たちがやりたいということであれば、何とか協力をしていくような方法は考えていきたいというふうに思っています。

ガイドライン、3月までようつくらんとという話でしたけども、逆に9月までには一つの方針を出そうかなと。本市として、こども食堂というのは本当に必要なのか。必要であるならば、ガイドラインを9月までにつくって進めていけばいい。あまりガイドラインにこだわらなくてもええのかなと、私はこの行政の部分ではちょっと面倒くさい部分があるなどは思っているんですけども、ただ、そういう方向で、9月までにはガイドラインを家庭教育支援室長と政策と一緒に、そして、福祉等、担当課であるとか、教育委員会も含めて、そういう連携をして考えていったらいいのかなというふうに思いますし、あまりガジガジに縛る必要もないし、要は、適正にやっただけかどうか、その団体が本当にそういう子どもの貧困を救うための団体なのか。そういう部分のきちとした審査は要ると思うんですけども、できるだけ早い時期に橋本市にとってこども食堂という有効性を検証して、そういう支援をできるだけ行政としてもやっていきたいというふうに考えています。

○11番（田中博晃君）1番目終わります。

○議長（中本正人君）次に、質問項目2、債権回収の進捗状況と今後に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（吉本孝久君）登壇〕

○総務部長（吉本孝久君）次に、債権回収の進捗状況と今後についてお答えします。

まず、一点目の督促・催告通知の文面・タイミングの統一についてお答えします。

督促状については、所管課における管理に関する要領などで特別に定められていない債

権は、橋本市債権管理マニュアルに定めていますので、発送等については概ね統一できています。

また、文面や催告については、所管課ごとの納期限や債権の性格、滞納者の人数により呼び出しによる面談を行える等条件が異なるため、各所管課において適切な文面で工夫した時期に行っているのが現状です。

次に、二点目の各会計の債権放棄の判断はどこが行っているかについてお答えします。

債権放棄は橋本市債権管理条例により、各所管課が判断しますが、取り扱いについて庁内で統一した運用を図るため、債権回収対策本部会議で意見を聴取し行うこととしています。

次に、三点目の名寄せについてお答えします。

債権回収対策室では、移管を受けた債権について、他の税外債権所管課へ照会を行い多重債務の調査を行っていますが、債権の一元管理が行えていませんので、名寄せはできていません。

なお、名寄せを行えたとしても強制徴収公債権と非強制徴収公債権・私債権での情報共有は一部に限られてしまうため、あまり効果が期待できません。

そこで、非強制徴収公債権・私債権の所管において滞納となる初期段階での分納相談時に、所得等の調査についての同意書をもたえるよう庁内のイントラネットに様式を掲載し、指導を行っています。

次に、四点目の税との一元管理についてお答えします。

一部の自治体では、税と強制徴収公債権を納税部門で一元化し、滞納処分を行っている事例が見られます。橋本市においても、介護保険料、後期高齢者医療保険料については同様に行っていますが、保育料や下水道使用料

等の債権については、システムや人員体制に課題があり、債権回収対策室を設置するにあたり庁内会議で検討をした経過はありますが、一元管理には至っておりません。

○議長（中本正人君）11番 田中君、再質問ありますか。

11番 田中君。

○11番（田中博晃君）何か前と全然、答弁、変わっていないですね。どうなったのかなというのが気になっただけですけども、まず、1個目、聞きます。

4月に対策室設置されました。私もいろいろ調査させてもらったら、初期の段階では、例えば、時効とか、もう行方不明とかで消滅したような案件で、いろいろ、いわゆる債権放棄というのかな、消していく部分では結構あったんですけども、その後、困難案件ってないのと違うんですかというのが、正直な私の感想です。困難案件がすごい少ないなど。3月議会でも言わせてもらったんですけども、事務分掌が3行しかない。そこで、全部にちゃんと伝わるかな、大丈夫かな、100%伝わるかなというのを言うたときに、総務部長から、いや、大丈夫ですよという答弁をもらったんですけども、これ、実際、各所管課に伝わってないんじゃないかな。その結果が、困難案件が額に対して非常に少ないということになっているのではないかなと思うんですけども、いかがですか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）原課で回収できない分につきまして、平成28年11月に移管案件リストの提出を依頼しまして、現在、約60件の提出を受けております。これで12月末までにヒアリングを行いまして、回収可能かどうかを協議する予定でございます。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）最近ですよ、それっ

て。11月って言ったら。それまではなかったんですもんね、これ。ほんまに少なかったですよ。私が調べた感じではそうでした。だから、ちょっと壇上の質問でもしゃべらせてもうたけども、はよできるんちゃうんかなというのはそこなんです。ちゃんと伝わってなかったんちゃうんかな。もしくは、各課がわからなかったんちゃうんかなというのが、どこまでが困難案件なんかという線引きができていなかったんちゃうんかなというのが、私の解釈です。やってくれたということなので、最近ですけれども、ここは進んでいくように期待しています。

それと、督促・催告のタイミング、先ほど、ある程度いけてるよという話だったんですけれども、1回目は時効の中断という効果もあるんでわかるんです。ただ、それ以降、2回目以降の分なんですけれども、例えば、ある課では結構、こんな言い方したら悪いですけども、無駄落ちなんちゃうんかな。毎月決まった日に出しているところもあるかと思えます。また、あるところでは、ちゃんとボーナス時期であったりとかというのに合わせているようなところもあるんですけれども、ここってやっぱりある程度、室が主導権をとって、こういうタイミングでいきなさいよという主導権を握ってほしいと思うんですけども、そこはどうなんですかね。いかがですか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）一応、督促につきましては、橋本市債権管理条例に記載されておりまして、原則として、納期限の30日以内に発送するというようになっております。所管課に独自の債権管理マニュアルがあり、それに従って運用がなされてる債権を除き、概ね条例どおりに運用がなされているというふうには考えているところです。

それから、催告におきましては、その時期

を定めた法令は存在しておりませんので、債権管理マニュアルにおいて催告を行うタイミングについて、参考となるべき事項を記載しております。今後、債権回収対策室の指導を徹底していきたいというふうに考えます。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）やっぱり、無駄落ち多いですよ、はっきり言うて。タイミング悪いなというのがありますし、そこは室が主導権を握ってほしいです。ここはほんま頼んどきます。

それと、気になるのが、あとは自分でやっているということで、やっぱり、自分で持っているところもあるんですけれども、例えば、病院なんかもそうなんですけれども、病院も自分で人も雇って回収に行ってくれているんですけれども、例えば、病院と橋本市の一般会計の中で多重債務があった場合、こういう場合って、今、連携がすごいやりにくいんかなというふうに感じておるんですけれども、そのあたりについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）病院の債権につきましては、その特殊性もありまして、病院において独自に債権管理を行っております。債権回収対策室の発足当初から、病院の債権管理の対象からは除かれておるところです。しかしながら、今後、多重債務の関係で病院との連携も必要ではないかということで、検討をしていきたいと思えます。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）ちょっと時間があまりないんで、がんがん行きますけれども、そこはほんま頼んどきます。

あと、給食費も1個ちょっと気になったのが、多分、今年の8月ぐらいうったかな、校長会で、給食センターから給食費の滞納の可

能性について依頼されたと。最終的には、9月か何かではセンターがやるということに、また元へ戻ったかと思うんですけれども、それって何か、最初に戻ってないかって、そういう意見が出ることすらどうなのかなと思うんですけれども、これは、教育長いかがですかね。ちょっと気になったんですけれども、いかがですか。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）確かに、9月の校長会ですか、給食センターのほうから自分たちも行きますけども、学校のほうも一緒に行ってくれませんかという話がありました。形としては、口座引き落としの不納通知書を渡し、教育委員会から学校へ、それで、学校から渡すということで、そこで一月待って入らなかった場合、督促状、それから、その後は催告書と、こういう形になりますけども、その間で、学校も含んで、やはり徴収に行くほうが徴収しやすいというところもありまして、提案はさせていただきますけども、今後、行政のほうで徴収業務を行っていきたいと思っています。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）ちょっとそれが出たことも、私の中ちょっと不思議やったんですけどね。やっぱりセンターはセンターの仕事としてあるはずですので、そこを依頼するのはどうなんかなど。特に古い昔の話を聞いたら、結局、回収できやんから、校長先生が立てかえたよとあって、古い話ですけどもあつたと聞いていますけれども、またそこへ戻ってしまえへんかなという心配があつたんでさせてもらいました。

次、行きます。きょうの1個目のメインです。保育料に行きます。

私、過去、去年の9月、今年3月と、保育料の滞納については強制権あるんやで、財

産調査はできるんやでというのをここでやらせてもらいました。そのとき、部長のほうから答弁は、強制徴収できていないけども検討中、これが去年の9月。今年3月については、検討中ということやったんですけれども、今後、対策室ができた段階で連携なり、指導なりを受けていきますということでした。

で、今回の不納欠損です。これはやってきて何で不納欠損なんやろうって、ここ、すごい不思議なんですよ。額の大きい小さいじゃなくて、これって、ほかのほとんどの人は保育料をちゃんと払っているんですよ。その中で、去年の9月からもう1年以上検討してきた結果、不納欠損になったと。これは、対策室と協議した結果、不納欠損。これ、財産調査もたしかしてなかったと思うんですけれども、どうなんですかね。この不納欠損に至った背景、ちょっと教えてください。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今おただしの、まず、不納欠損の事例からご説明いたします。当議会開会日に配付された例月出納検査報告の2ページに、指摘事項として載っておる部分かと思えます。この原因につきましては、基本的にはこども課内の係の滞納情報の共有が徹底していなかったということが起因してございまして、私どもとしては非常に指摘を重く受けとめ、今後このような事例が二度と発生しないよう、取り組んでいく決意でございまして。この部分については、債権対策室とは特に直接関係のない部分ということでございまして。

次に、債権対策室とのかかわりでございまして、そういうふうな連携、指導をいただきながら、こども課の取り組みでございまして。それで、こども課につきましては、移行予定リスト、先ほど話がありました、そういうのを作成しまして移管していくというふ

うなことを視野に入れながら取り組んでまいりました。その移管予定リストをつくって、いわゆる、債権対策室の指導を仰ぐということになります。

そのときの指導内容と申しますのが、一つは、債権対策室ができましたと、こういうような組織ですよというふうなお示しと、もう一つは、滞納を放置した場合に、債権対策室への移行を予定していますというふうな意識付けをして、自主納付を促すというふうな取り組みで、そういうふうな債権移管予告書を28年5月、それと、28年7月に、一つのグループは送っております。その結果、全件、来庁をされまして、完納された方、これは12名の方に送っております。そういうふうな取り組みを、まずしておるということで、連携しておるということではございます。

以上です。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）私が言うたのは、不納欠損の部分だけやったんでね。児童手当の返還とか、ちょっといろいろな事情があったみたいなので、ここについては私としては致し方のない部分なんかとは思ってます。

次々行きます、ちょっと時間ないんで。まず、名寄せのメリット。先ほど部長の答弁で、名寄せのメリットはあまりないねんと、一元管理せなあまりないねんという話やったかと思えます。例えば、市営住宅の滞納、例えば、上水の滞納があった場合、債務名義取得するにあたって、1件当たりだいたい1,200円弱、もし、やった場合にかかると思うんですよ。これ、同意書をとって名寄せしていったら、私債権でも、いわゆる、複合ですね。有効複合請求というんですけれども、これも一つのメリットやと思うんです。ですから、効果が少ないとかじゃなくて、今できることをどないやっていくんかというところが一番の問題

なんですけれども、その辺、部長、いかがですかね。メリットあると思うんですけど。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）名寄せにつきましては、情報の一部共有のうち転居先等を共有することで、事務効率は確かに上がる。それから、郵送料についても節約できる。さらに、まとめて債務名義を取得するというふうなメリットもございますので。ただ、同意書の提出につきましては、あくまでも任意である上、提出にあたっては、同意書の内容を相手方に理解してもらう必要があると思います。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）それで、聞きます。実際、同意書をとってますか、今。前、室長のほうからも新規契約については同意書をとっていくよという答弁もいただいていますし、室として、イントラで指導やっているんやでってなるけども、実際、同意書をとっていませんかね。そこ、気になるんです。で、同意書とっていたら、とって後、どうするのかというところまで話が詰まっているのかどうか、そこについてお伺いいたします。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）現在、同意書につきましては、イントラネットに掲載しまして、どういうふうな同意書、例えば、相手方に同意をもらって、どういうふうな調査をするかというふうな同意書のひな型を載せております。それで、同意書をとる場合はこういうふうにしてくださいという同意書のひな型について、最終的に各課が、どういうふうに対応しているかがつかめていない状況でございますので、その辺につきましては、私も含めて、その辺の事務の対応にあたってまいりたいと思います。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）やっただけなんですよ

ね。形はできた。けど、どこが音頭をとるか
わかれへん。同意書も形あるんやけども、じ
ゃ、同意書をとった後、それ、名寄せできる
んかと。今、どこがやってええかもわからな
い。判断は各課に任せる。それはないやろう
というのが、私の考えで、だと思ひ、多分、
みんな思っていると思うんです、その辺は。

だからこそ室に、もっともっと主導権を私
は握ってほしい。室がこう言ったらこうしな
さいよというのは、やはり、総務部長が部長
会とかというんですか、そこできっちりと伝
えていただいて、このとおりにやってくれや
んと困るんやと。そうしていかな、各課の判
断で、これはええ、これはどっちでもええん
ちゃうんとなった場合に、結局、いつの間
にか時効が来ていたとか。ちょっとずつ返して
くれているけれども、先にこっちに入れたほ
うがよかったのにとというのが出てくるので、
ここは室として、もっともっと主導権を握っ
てほしいんです。これ、できますよね。いか
がですかね。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）ただ今、田中議員
がご指摘のとおり、例えば、部長連絡調整会
議等でその辺につきまして調整の上、統一し
て同意書のほうの提出をしてもらおうような形
の話を進めていきたいと思ひます。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）やってください。ほい
で、とにかく主導権を握ってまとめてくださ
い。これをやらんと、全く先へ進めませんし、
それこそ、無駄な仕事が増えるというんです
かね。やっぱり、これ1個にまとめていって、
各課がばらばらでするよりも、債務者に対し
てプレッシャーかかると思ひますよ。同意
書をとられたというだけでもプレッシャーが
かかるし、そこで一つ目の回収ができるかも
しれない。それをしたことで、例えば、そこ

から先、財産調査して、この方はほんまに払
えれへんのやねと。ここはきっちりと話した
中で、例えば、生活保護であったりとかとい
う話にも持っていけるんで、ここは室が主導
権を握ってやってください。お願いします。

それと、遅延損害金、前、3月議会でも考
えていかならんなどというのを言われてまし
た。実際、よその自治体も調べてみたら、別
にすごい大きいまちだけじゃなくて、橋本市
より小さな自治体でも、ここはきっちりとっ
ていこうと、ほとんどの市民がきちんと払っ
てくれているのであれば、その滞納した方
に対しては何らかのペナルティーを与えてい
かな、差別化できやんやんかということで、遅
延損害金、私債権に対してもとっていつてい
るところ、結構あります。あのときは、考え
とくわというような、検討しとくわという答
弁だったんですけれども、半年以上たってど
うですか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）私債権の滞納があ
った場合、約定、または民法や商法の規定に
基づき、遅延損害金を請求することができます。
しかしながら、当市におきましては、元
本及び利息の回収を優先させてきた経過があ
ります。しかしながら、債権回収により一層
の促進を図る見地から、債権回収対策室では、
現在、今、訴えの提起などの法的措置を講じ
る場合は遅延損害金を請求しているところで
ございますので、遅延損害金についても先進
地の調査をとりあえずさせていただきたいと
思ひます。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）部長、3月に言うて、
やるってそのときも言うてくれとるんですよ。
また調査する。いつまでかかるねんって。こ
れ、対策室ね、あと言うても2年ぐらいしか
ないんですよ。最大3年という話やったか

と思うんで、これ、3月からどうよって。これ、ほんまにやってください。やってくださいいってうか、これ、やらなあきません。ほんまに、ほとんどの方は払ってくれているんで、そこの差別化していかんと、払えへん人は払わんでもペナルティーないんやろと。じゃ、ほっとこうかとなりますから、これはやってください。

あと、うちの債権回収条例にも書かれていますよね。徴収すべきものとできるみたいな文言もありましたよね。ですから、できるってもう書いとるんやから、せなあかんのでやってください。

それと、時間ないんで、もう一元管理について行きたいんですけども、正直、一元管理というのは、システムの問題とかもあって難しいのはようわかっとるんです。ようわかっとるんですけども、これ、あと約2年たった後、債権回収対策室がなくなったときに、また、今までみたいに放置されへんかなと。今までの分というのは、多分、職員が大変なのは、積み残しがほとんどの債権なんで、うちら違うよという、あると思うんですよ、正直言うて。タイミングが悪かったなというの、これはあると思います、これは仕方がないんですけども。

ただ、今後、約2年先には室が解散した場合、一元管理するのが私はベストだと思います。もし一元管理できないのなら、せめて私債権だけでも一元化して、支払い督促なりをする。で、債務名義をとって行って強制執行できるようにする形をとるべきだと思うんですけども、ここ、財政面、お金のボスとして、副市長の考えはいかがですか。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）先ほどからも、債権回収対策室ができたことによって、一応、法的整理という面ではかなり効果が上がってお

りまして、回収できた案件も何件かございます。ちょっと報告させていただいた中でも、和解に至って回収できたという案件もあるわけでございますけども、議員ご指摘のとおり、発足して、10カ月ぐらいたっておりますが、残念ながらちょっといろんなことでまだ進んでいないこともあるんじゃないかというふうには思います。

その中で、その最終的な解散後、債権回収対策室がなくなった後の方向性ということでご指摘をいただいているんですが、今時点、債権回収対策室を先頭に、先ほどもご指摘いただいたことも含めまして、ちょっと進めていく段階でございますので、解散後っていうところがまだなかなか視野には入っていないんですが、言われたように債権の種類によって、強制徴収公債権、私債権等の種類によって若干、その対応のやり方がもちろん異なってきますので、そこは難しいところはあると思うんですけども、議員ご提言のとおり、私債権だけをというご提言でございますので、それは何らかその債権回収対策室を残したとしても、まとめるところは必要なんかなというふうには今のところ認識しております。それをどこですとか、どういう形ですとかということについては、今後もう少し検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）ぜひ、ほんまに、やっぱりゴールは決まっているんで、その先のことももうそろそろ並行して考えていかんと、ただでさえちょっと、室ができてからおくれぎみなんで、そこだけはぜひ、考えておいてください。ちょっと時間がなかったんで、また近いうちに、一般質問、債権のことをやらせてもらうんで、予告だけして、私の一般質問は終わります。

○議長（中本正人君）11番 田中君の一般質

問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時45分 休憩)